

鯨類の持続的な利用の確保の在り方に関する検討会 設置要領

1. 趣旨

我が国は、科学的根拠に基づいて水産資源を持続的に利用するとの基本姿勢の下、国際捕鯨取締条約を脱退し、令和元年7月に大型鯨類を対象とする商業捕鯨を再開した。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元年12月11日施行）附則第4項において、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、同法の施行の状況、捕鯨を取り巻く状況等を勘案し、鯨類の持続的な利用の確保の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされている。

このことを踏まえ、今後の鯨類の持続的な利用の確保の在り方について検討を行うため、「鯨類の持続的な利用の確保の在り方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）を設置する。

2. 構成及び運営

- （1）本検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- （2）本検討会の座長は、委員の互選により選出し、座長代理は、委員の中から座長が指名する。
- （3）本検討会においては、必要に応じ、委員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることができる。
- （4）本検討会の議事については、非公開とする。
- （5）本検討会の会議資料及び議事要旨については、別に本検討会で申し合わせた場合を除き、水産庁ホームページにおいて公開する。
- （6）その他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- （7）本検討会の庶務は水産庁資源管理部国際課捕鯨室において行うものとする。

**鯨類の持続的な利用の確保の在り方に関する検討会
委員名簿**

内野 美恵	東京家政大学 社会連携室長
佐藤 卓	中小企業診断士
樋口 信高	スクーナー株式会社 代表取締役社長
山村 和夫	一般社団法人日本捕鯨協会 理事長

(五十音順・敬称略)